

東松山市市制施行70周年記念冠付け事業認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市市制施行70周年記念の名を冠する事業（以下「冠付け事業」という。）の実施により、市制施行70周年を契機として市の魅力を市内外にPRすることを目的とする。

(冠)

第2条 市民団体や市に関係する団体等（法人を含む。以下「市民団体等」という。）が、冠付け事業を実施する際の冠は、次のとおりとする。

- (1) 東松山市市制施行70周年
- (2) 東松山市市制施行70周年記念
- (3) 東松山市市制施行70周年記念事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、冠付け事業の性質に応じ適当な冠を付することができる。

(冠付け事業の対象となる事業)

第3条 冠付け事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の実施を通じて市制施行70周年を祝い、市の魅力を市内外に発信することができる事業
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施し、完了する事業
- (3) 原則として市内で行われる事業

(認定の手續)

第4条 冠付け事業の認定を希望する市民団体等は、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 冠付け事業の認定を受けようとする市民団体等が、現に東松山市市制施行70周年PRパートナーに関する要綱の規定によるPRパートナーの認定を受けている場合は、前2項に規定する手續は要しない。

4 市長は、冠付け事業の認定を受けようとする市民団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体から申請のあった事業を冠付け事業として認定しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又はその関係者であるとき。
- (4) その他認定することが適当でないと市長が認めるとき。

（冠付け事業の紹介）

第5条 市長は、認定した冠付け事業について、市が運用するホームページ等の各種広報媒体を通じて市内外に紹介するものとする。

（認定期間）

第6条 冠付け事業の認定期間は、第4条第2項の規定により認定された日から令和7年3月31日までとする。

（変更等の手続き）

第7条 市民団体等は、認定を受けた冠付け事業の内容の変更を希望するとき（記載する内容を追加するときを含む。）は、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、冠付け事業の認定を受けた市民団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業認定取消通知書（様式第5号）により認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条第4項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (2) 冠付け事業の認定を受けた市民団体等が、東松山市市制施行70周年記念冠付け事業認定辞退届（様式第6号）を市長に提出し、認定の辞退を届け出たとき。
- (3) その他冠付け事業として認定しておくことが適当でないと市長が認めた

とき。

- 2 前項の規定により認定を取り消された市民団体等に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

(冠付け事業の実績報告)

第9条 冠付け事業の認定を受けた市民団体等は、事業終了後に東松山市市制施行70周年記念冠付け事業実績報告書(様式第7号)により市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 冠付け事業の認定を受けた市民団体等は、事業を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。認定期間が終了した後においても、同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。